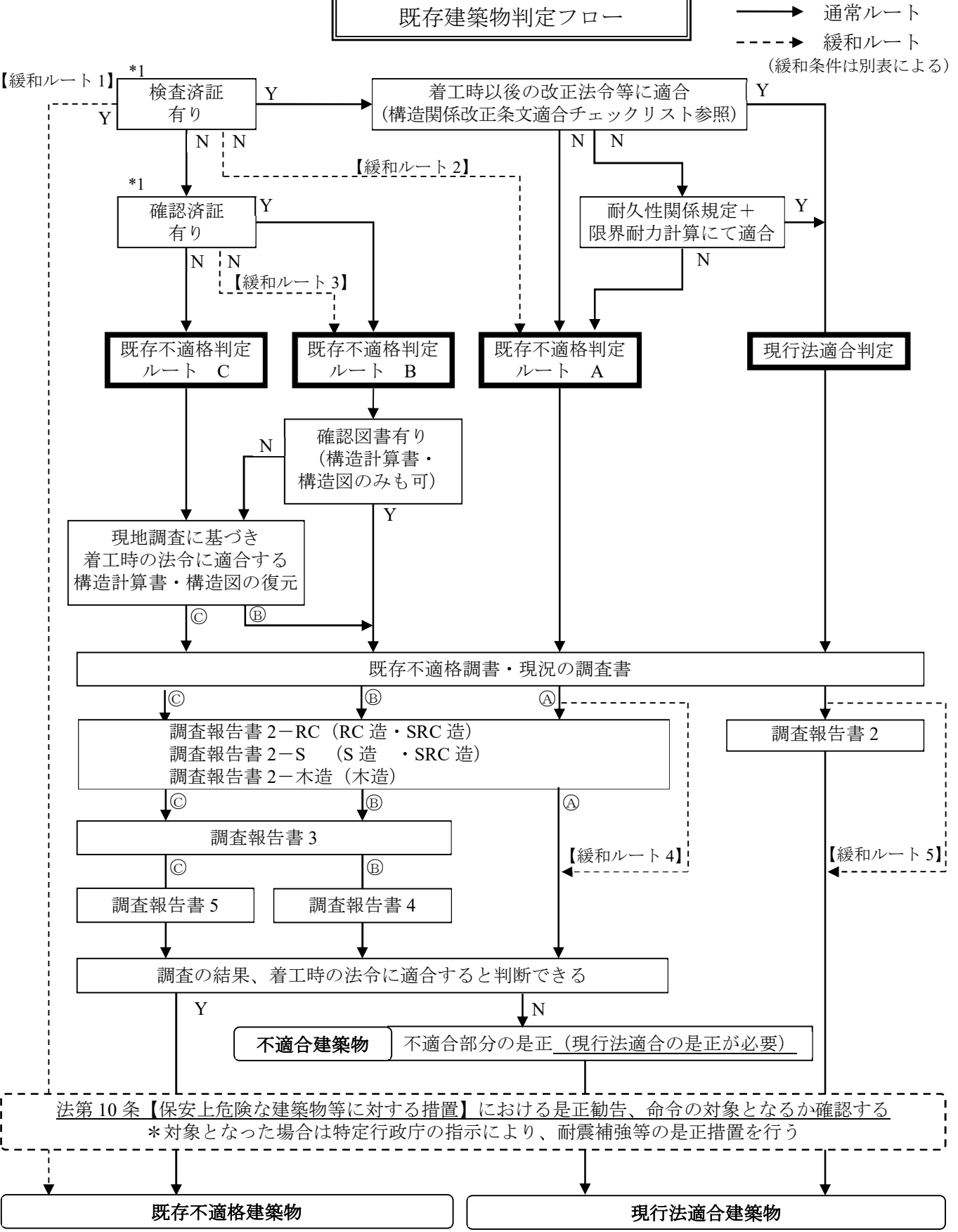


既存建築物判定要領

増築等に関する審査要領付録



*1 当フローにおける検査済証・確認済証とは、判定対象となる独立部分について取得したもののみとし、他の独立部分（エキスパンションジョイントで繋がる独立部分等）や、別棟の建築時に取得したものは対象としない。

○別表 「既存建築物判定フローにおける緩和事項の適用条件」

・下表の緩和条件を満たし、かつ緩和が支障ないと認めた場合に適用する

<ルート別緩和表>

緩和 ルート	検査 済証	確認 済証	通常ルート	緩和条件	緩和内容
1	有	有	既存不適格判定 (ルート決定前)	判定対象の既存独立部分が、下表の ア)、イ)、ウ)、エ)のいずれかに該当する場合	調査報告書の省略可
2	無	有/無	既存不適格判定 ルート B, C	判定対象の既存独立部分が、下表の ア)、イ)のいずれかに該当する場合	ルート A に 変更可
3	無	無	既存不適格判定ルート C	判定対象の既存独立部分が、下表の ウ)、エ)のいずれかに該当する場合	ルート B に 変更可
4	有 (無)	有/無	既存不適格判定ルート A (緩和ルート 2 適用後含む)	判定対象の既存独立部分が、下表の オ) (竣工後 10 年以内)の場合 (検査済証無はア)・イ)に該当時のみ可)	調査報告書 2 の省略可
5	有	有	現行法適合判定	判定対象の既存独立部分が、下表の オ) (竣工後 10 年以内)の場合	調査報告書 2 の省略可

<判定対象独立部の条件別緩和表>

判定対象独立部分増築等部分との関係	緩和条件及び緩和内容
ア) 判定対象の既存独立部分が、今回の増築等部と別棟 (1 敷地内の 2 以上の建築物) である場合	〔確認済証：有 検査済証：有〕 ↓ 調査報告書省略可
イ) 判定対象の既存独立部分が、2 以上の独立部分のうち、今回の増築等する部分以外の独立部分 (他の独立部分) である場合	〔確認済証：有/無 検査済証：無〕 ↓ ルート B or C から ルート A に変更可
ウ) 判定対象の既存独立部分への今回の増築等が、延べ面積の 1/20 以下 (上限 50 m²) かつ既存建築物の構造耐力上の危険性が增大しない増築の場合	〔確認済証：有 検査済証：有〕 ↓ 調査報告書省略可 〔確認済証：無 検査済証：無〕 ↓ ルート C から ルート B に変更可
エ) 判定対象の既存独立部分に対する、構造耐力上の危険性が增大しない大規模修繕・模様替えの場合	
オ) 判定対象の既存独立部分が、竣工後 10 年以内である場合	〔確認済証：有 検査済証：有〕 ↓ 〔検査済証：無 上記ア) or イ) に該〕 ↓ 調査報告書 2 省略可

■既存建築物に関する添付図書関係

既存建築物に関する必要な資料は、原則以下の□必要図書等、□調査報告書等による。

なお、別途資料等求める場合があること及び特に確認済証（旧確認通知書）・検査済証とも無い場合の扱いについては、十分な協議を要します。

□必要図書等

検査済証等の有無	構造図・構造計算書・ その他資料の有無	必 要 図 書
確認済証（旧確認通知書）が有り、 検査済証が有る場合 現行法適合判定・ 既存不適格判定ルート A	有／無	検査済証の写し又は記載事項証明書
確認済証（旧確認通知書）が有り、 検査済証が無い場合 既存不適格判定ルート B	有	構造図、構造計算書、＊その他資料
	無	構造図の復元図、復元図をもとにした構造計算書（着工 当時の基準で計算）
確認済証（旧確認通知書）・検査済 証とも無い場合 既存不適格判定ルート C	有	構造図、構造計算書、＊その他資料
	無	構造図の復元図、復元図をもとにした構造計算書（着工 当時の基準で計算）

＊ その他資料とは、施工結果報告書、各種試験結果書、施工図、施工写真等をいう。

□調査報告書等

既存建築物判定フローを参照ください。